

令和6年度宮城県動物愛護推進協議会資料

令和6年8月29日
宮城県食と暮らしの安全推進課

目次

I	宮城県動物愛護管理推進計画	1
II	宮城県動物愛護管理推進計画の達成状況	2
1	犬及び猫の引取り数	2
2	犬及び猫の苦情件数	3
(1)	犬の苦情件数	3
(2)	猫の苦情件数	4
3	マイクロチップ登録数	5
4	動物愛護推進員の数	6
III	その他の動物愛護管理に係る事業の実施状況	7
1	犬及び猫の引取り状況	7
(1)	犬及び猫の日齢別	7
(2)	犬及び猫の引取依頼者別	8
(3)	引き取った犬及び猫の措置状況	9
①	引き取った犬の措置状況	9
②	引き取った猫の措置状況	11
2	宮城県内の犬の狂犬病予防関係実績	13
3	第一種動物取扱業の業種別登録状況	14
4	令和5年度動物取扱責任者研修実施状況	15
5	愛護事業実施状況	15
(1)	宮城県動物愛護センターにおける愛護事業実施状況	15
(2)	保健所・支所における愛護事業実施状況	16
6	宮城県動物愛護推進員活動状況	18
(1)	委嘱状況	18
(2)	主な活動	18
7	飼い主のいない猫の不妊去勢事業実績	19
(1)	公益社団法人宮城県獣医師会による飼い主のいない猫の不妊去勢事業	19
(2)	公益社団法人仙台市獣医師会による飼い主のいない猫避妊去勢事業	19
8	令和7年度宮城県実施予定の施策	20
IV	情報提供事項について	21
1	県からの情報提供について	21
(1)	各種動物愛護事業における協力動物病院との連携について	21
(2)	多頭飼育問題への取組について	22
2	構成員からの情報提供について	23

I 宮城県動物愛護管理推進計画

宮城県では、平成18年に環境大臣が定めた基本指針に則り、平成19年12月に「宮城県動物愛護管理推進計画」（以下「計画」という。）を策定しました。その後、平成24年9月に動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護管理法」という。）が改正、併せて平成25年9月に基本指針が改正・適用されたことから、平成26年3月に計画の一部を改訂しました。動物の愛護及び管理施策のより一層の推進を図るため、令和元年6月19日に動物愛護管理法が改正、令和2年6月1日よりその一部が施行され、令和2年4月に基本指針が改正・適用され、これにより、令和3年度から令和12年度までの10か年計画として見直しが行われました。

計画では、人と動物が真に共生できる社会を構築するため、3つの基本理念を定め、理念ごとに目指すべき将来の姿と中長期的な目標を明確化し、計画的かつ統一的に施策を遂行することとしています。

基本理念1 動物愛護を通した生命を大切にする心の育成

将来の姿	◆ 動物の生命を尊重する意識が向上している
数値目標	犬及び猫引取り数：令和12年度 800頭／年 （平成30年度約2,000頭を60%減少する）

基本理念2 動物の適正な管理に基づいた人と動物が共生する社会の形成

将来の姿	◆ 飼育者の倫理が向上し動物が適正に飼養されている ◆ 動物取扱業が健全に営まれている
数値目標①	苦情件数：犬 450件／年、猫 950件／年 （犬の平成26年度から令和元年度までの6年間の平均苦情件数885件を概ね半減する。猫の平成28年度から令和元年度までの4年間の平均苦情件数1,367件を約30%削減する。）
数値目標②	マイクロチップ登録数：85,000件（延べ） （令和元年度約38,500件を約220%増加する）

基本理念3 動物の愛護と管理に関する県民合意の形成と協働関係の構築

将来の姿	◆ 県民の間における動物の愛護及び管理についての合意が形成されている ◆ 関係者によるネットワークが構築されている
数値目標	動物愛護推進員の数：令和12年度目標 100名

Ⅱ 宮城県動物愛護管理推進計画の達成状況

令和５年度における計画に掲げた数値目標の達成状況は以下のとおりです。

１ 犬及び猫の引取り数

表１ 犬及び猫の引取り数

(動物愛護管理法第３５条第１項及び同条第３項の規定に基づく引取り数)

動物種	年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
犬	県	253	231	143	133	78	87	76	50	60	31	28
	仙台市	23	18	10	5	5	6	1	5	1	2	15
	県全体	276	249	153	138	83	93	77	55	61	33	43
猫	県	2,752	2,211	2,211	2,199	1,820	1,622	1,336	1,190	785	726	660
	仙台市	1,375	1,289	1,084	631	540	359	279	236	185	63	90
	県全体	4,127	3,500	3,295	2,830	2,360	1,981	1,615	1,426	970	789	750
犬・猫	県	3,005	2,442	2,354	2,332	1,898	1,709	1,412	1,240	845	757	688
	仙台市	1,398	1,307	1,094	636	545	365	280	241	186	65	105
	県全体	4,403	3,749	3,448	2,968	2,443	2,074	1,692	1,481	1,031	822	793

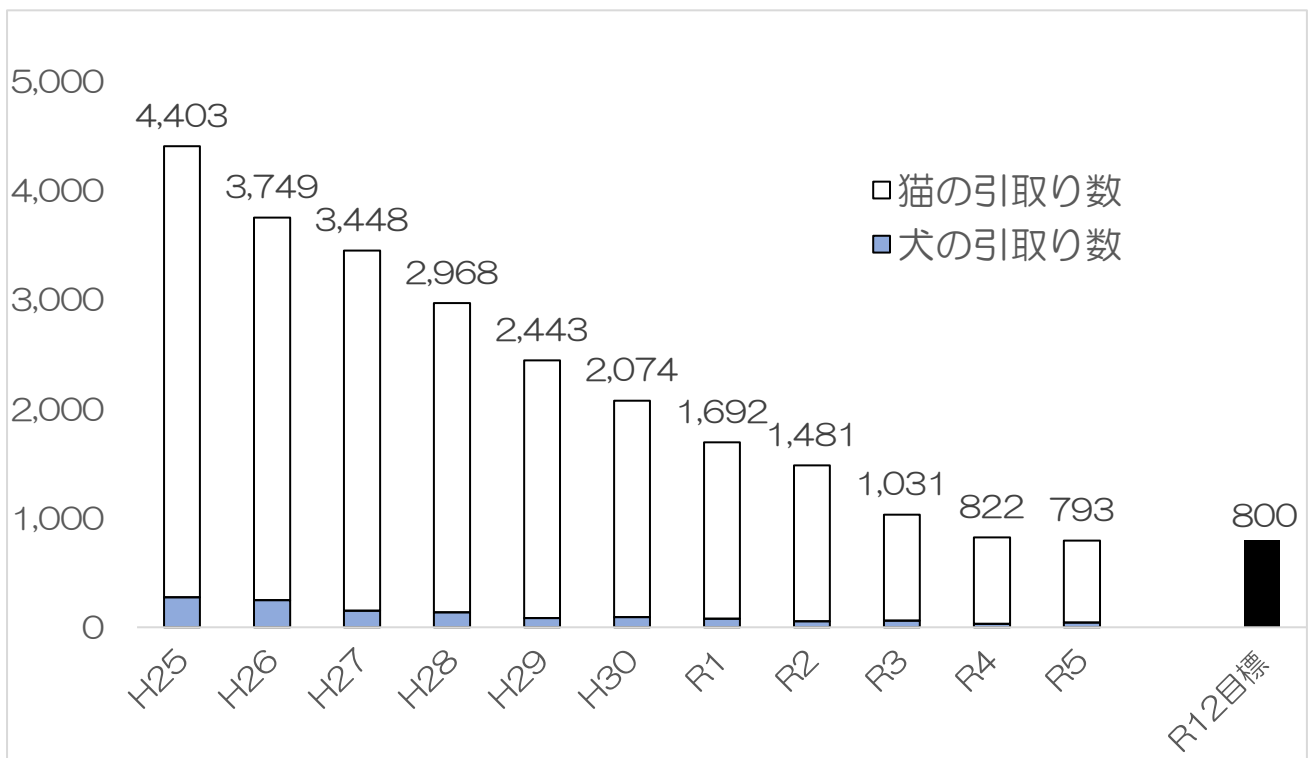


図１ 犬及び猫の引取り数

(動物愛護管理法第３５条第１項及び同条第３項の規定に基づく引取り数)

県内の犬及び猫の引取り数は減少傾向にあり、令和５年度は７９３頭と、計画で掲げる数値目標の８００頭を下回りました。

引き続き、動物愛護思想の醸成及び終生飼養や不妊去勢による繁殖制限措置など、飼い主への適正飼養に関する指導を通じて、引取り数の削減に努めます。

2 犬及び猫の苦情件数

(1) 犬の苦情件数

表2 犬の苦情件数

苦情内容	自治体	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
捕獲依頼	県（自治体除）	678	560	549	487	428	381	361	331	286	304	253
	仙台市	127	96	118	190	184	144	112	113	90	70	76
	計	805	656	667	677	612	525	473	444	376	374	329
放飼・係留不適	県（自治体除）	116	110	101	99	92	84	98	92	83	67	42
	仙台市	24	27	30	34	24	33	21	28	23	15	25
	計	140	137	131	133	116	117	119	120	106	82	67
糞尿	県（自治体除）	0	0	0	4	0	1	1	0	1	0	9
	仙台市	41	29	29	11	20	26	28	39	27	27	26
	計	41	29	29	15	20	27	29	39	28	27	35
鳴き声	県（自治体除）	61	73	81	48	57	42	74	60	45	57	39
	仙台市	90	89	66	57	89	79	68	54	79	56	60
	計	151	162	147	105	146	121	142	114	124	113	99
計	県（自治体除）	855	743	731	638	577	508	534	483	415	428	343
	仙台市	282	241	243	292	317	282	229	234	219	168	187
	計	1137	984	974	930	894	790	763	717	634	596	530

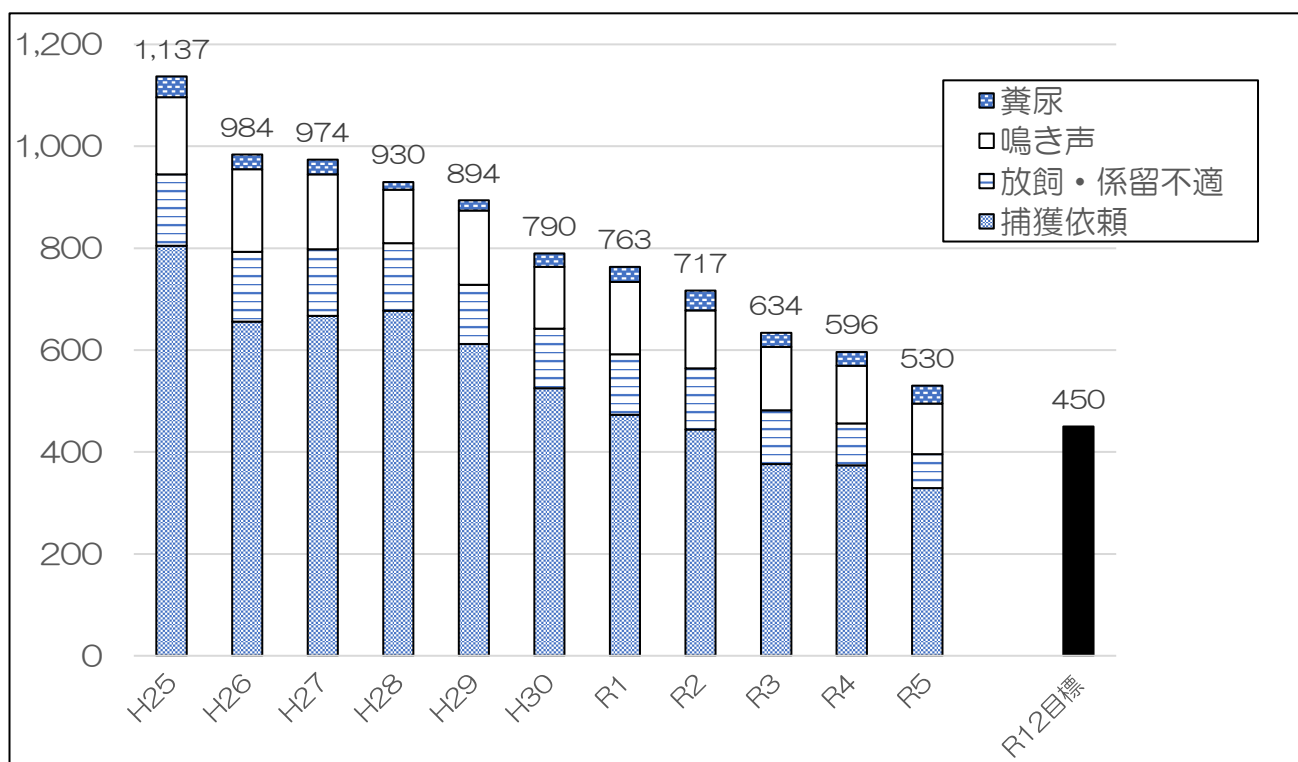


図2 犬の苦情件数

犬の苦情件数は、全体として減少傾向にありますますが、放浪犬等の捕獲依頼に関する苦情が依然として多くを占め、令和5年度の相談受理件数530件のうち、62.1%を占めています。計画で掲げる数値目標の達成率は、令和5年度時点で84.9%となっています。

また、犬の放し飼いや鳴き声による苦情も一定数あることから、飼い主に対し、犬の係留や適正飼養に係る指導を引き続き行っていく必要があります。

(2) 猫の苦情件数

表3 猫の苦情件数

苦情内容	自治体	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
引取り	県（自治体除）	129	118	89	1,251	1,020	1,029	1,163	1,089	950	984	1,005
	仙台市	0	0	0	122	86	99	124	209	207	213	130
	計	129	118	89	1,373	1,106	1,128	1,287	1,298	1,157	1,197	1,135
糞尿	県（自治体除）	0	0	0	91	108	105	113	91	90	135	115
	仙台市	0	0	0	77	94	142	139	258	161	128	99
	計	0	0	0	168	202	247	252	349	251	263	214
餌付け	県（自治体除）	0	0	0	60	71	100	93	113	116	109	115
	仙台市	0	0	0	61	58	47	58	50	43	43	45
	計	0	0	0	121	129	147	151	163	159	152	160
外飼い・侵入	県（自治体除）	0	0	0	22	40	39	52	77	53	22	20
	仙台市	0	0	0	2	7	7	11	14	6	4	2
	計	0	0	0	24	47	46	63	91	59	26	22
鳴き声	県（自治体除）	0	0	0	11	23	17	11	17	14	12	13
	仙台市	0	0	0	6	5	10	7	11	2	4	10
	計	0	0	0	17	28	27	18	28	16	16	23
計	県（自治体除）	129	118	89	1,435	1,262	1,290	1,432	1,387	1,223	1,262	1,268
	仙台市	0	0	0	268	250	305	339	542	419	392	286
	計	129	118	89	1,703	1,512	1,595	1,771	1,929	1,642	1,654	1,554

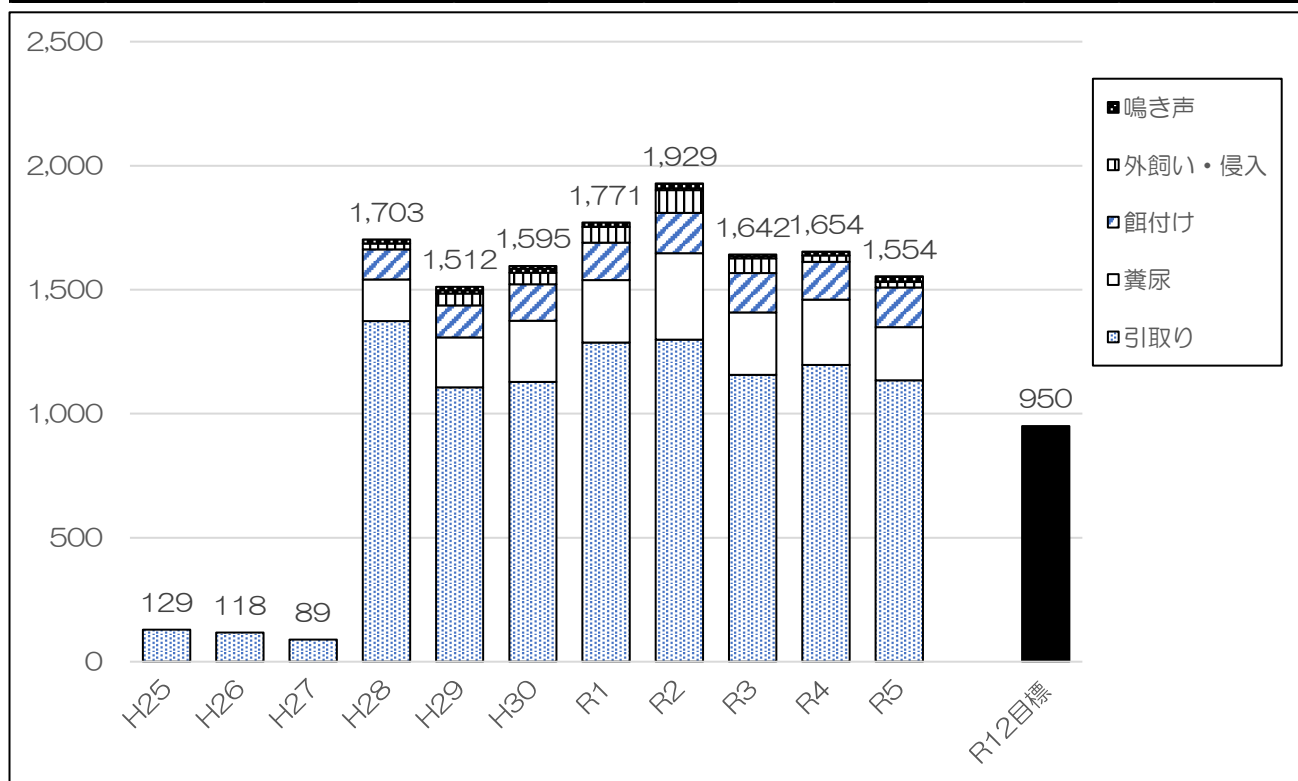


図3 猫の苦情件数（仙台市含む）

※ 平成25年度から平成27年度までは、県動物愛護センター及び仙台市動物管理センターが受理した苦情件数（県保健所における猫の苦情件数の集計は平成28年度から開始）

令和5年度の猫の苦情件数は1,554件で、猫の引取りに関する相談が全体の64.7%を占めております。また、計画で掲げる数値目標の達成率は、令和5年度で61.1%となっております。地域の特性を踏まえた猫の飼養管理のあり方を考慮し、飼い主のいない猫への不妊去勢の徹底や、給餌・排泄の管理等を実施する地域猫活動への理解の促進等、地域住民への普及啓発を引き続き行います。

3 マイクロチップ登録数

表 4 マイクロチップ登録数（仙台市含む）

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
犬	9,512	12,032	14,640	17,521	20,794	24,229	27,778	30,442	35,248	42,787	48,844
猫	3,098	4,165	5,267	6,461	7,737	9,135	10,695	11,983	14,513	18,327	21,031
合計	12,610	16,197	19,907	23,982	28,531	33,364	38,473	42,425	49,761	61,114	69,875

※ 環境省指定登録機関への登録数及び動物ID普及推進会議（通称A I P O）におけるマイクロチップ登録数の合計数

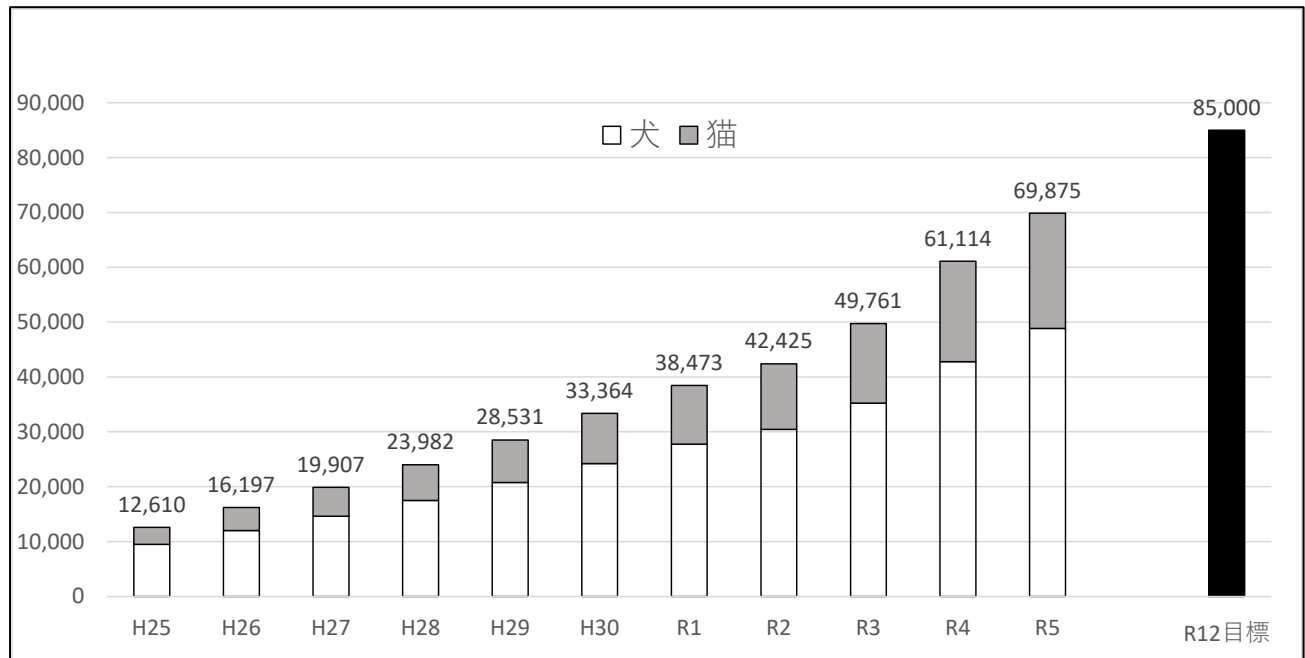


図 4 マイクロチップ登録数（仙台市含む）

※ 環境省指定登録機関への登録数及び動物ID普及推進会議（通称A I P O）におけるマイクロチップ登録数の合計数

マイクロチップ登録数は、令和5年度末時点で延べ69,875件（犬：48,844件、猫：21,031件）であり、令和12年度の数値目標の82.2%となっています。

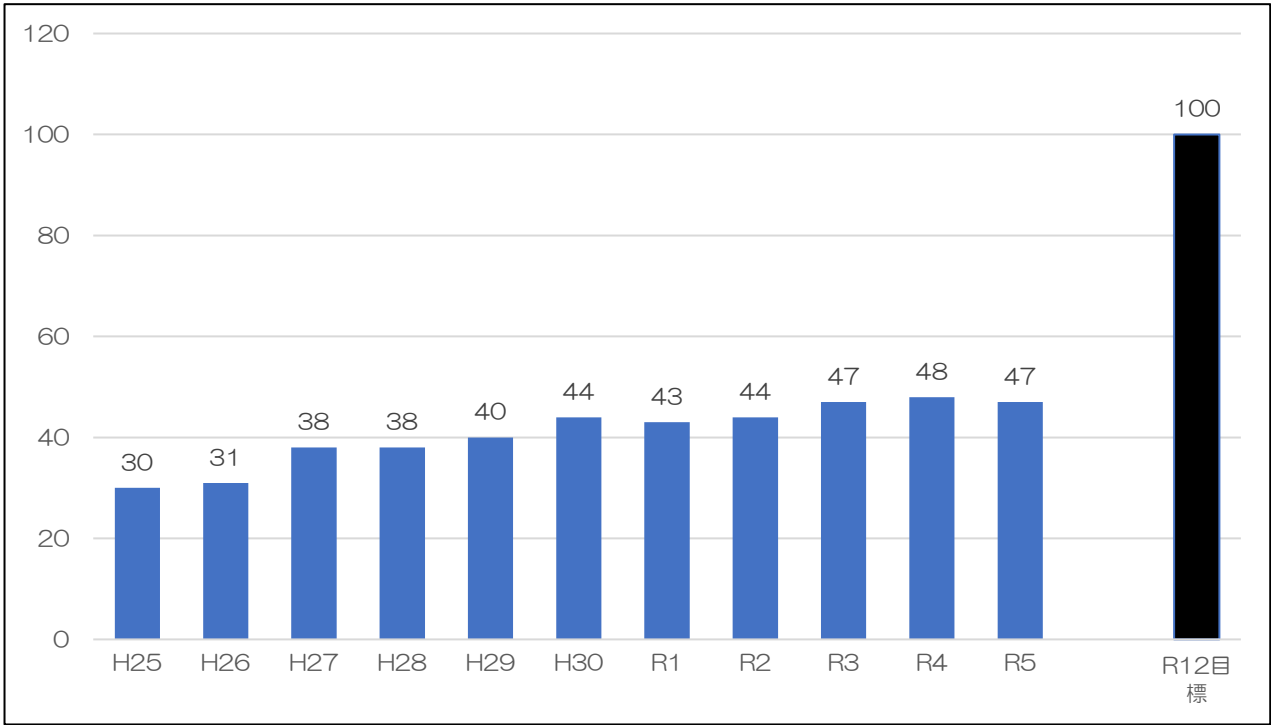
改正動物愛護管理法に基づきブリーダーやペットショップ等の犬猫等販売業者に、販売する犬及び猫へのマイクロチップの装着・登録が義務付けされたことから、犬及び猫等販売業者及び犬及び猫の所有者に対し、引き続き当該制度の周知を行います。

4 動物愛護推進員の数

表 5 宮城県動物愛護推進員の数

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
宮城県動物愛護推進員数	30	31	38	38	40	44	43	44	47	48	47

図 5 宮城県動物愛護推進員の数



令和 5 年度末時点の宮城県動物愛護推進員の数 は 4 7 名です。
地域に根付いた動物愛護及び管理を推進するため、引き続き動物愛護推進員の委嘱に努め、その活動支援に取り組めます。

Ⅲ その他の動物愛護管理に係る事業の実施状況

1 犬及び猫の引取り状況

(1) 犬及び猫の日齢

表 6 引取りした犬及び猫の日齢

(動物愛護管理法第35条第1項及び同条第3項の規定に基づく引取り頭数 仙台市を除く)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
成犬(91日齢以上)	141	163	97	73	63	64	49	31	31	21	27
子犬(90日齢以下)	112	68	46	60	15	23	27	19	29	10	1
成猫(91日齢以上)	374	264	322	242	310	231	211	186	131	245	198
子猫(90日齢以下)	2,378	1,947	1,889	1,957	1,510	1,391	1,125	1,004	654	481	462
犬・猫の引取り数	3,005	2,442	2,354	2,332	1,898	1,709	1,412	1,240	845	757	688

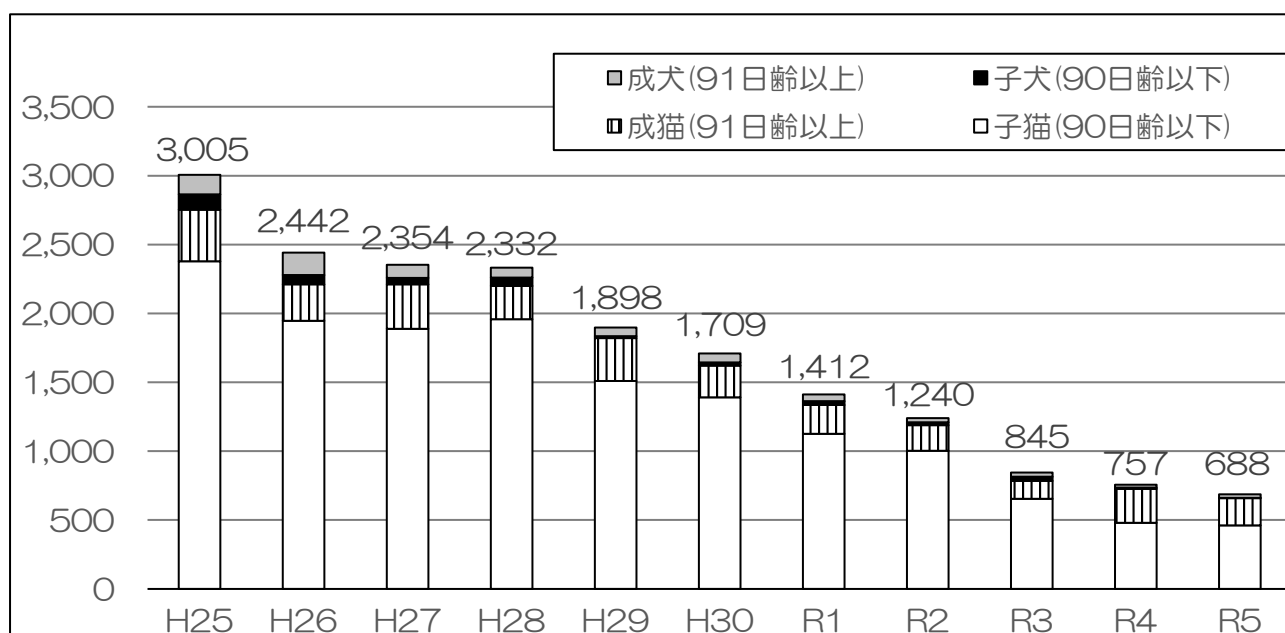


図 6 引取りした犬及び猫の日齢

(動物愛護管理法第35条第1項及び同条第3項の規定に基づく引取り頭数 仙台市を除く)

犬及び猫の引取り数は着実に減少していますが、依然として引取りした犬及び猫全体の67.2%を90日齢以下の子猫が占めています。

関係団体との連携をより一層強化しながら、飼い主に対する不妊去勢手術等の繁殖制限措置の普及啓発と、飼い主のいない猫に対する繁殖制限措置の推進に取り組みます。

(2) 犬及び猫の引取り依頼者

表 7 犬及び猫の引取依頼者

(動物愛護法第35条第1項及び同条第3項の規定に基づく引取り頭数 仙台市を除く)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
犬(飼い主から)	227	222	125	95	54	63	63	43	50	28	28
犬(所有者不明)	26	9	18	38	24	24	13	7	10	3	0
猫(飼い主から)	735	442	445	385	282	227	199	187	165	306	298
猫(所有者不明)	2,017	1,769	1,766	1,814	1,538	1,395	1,137	1,003	620	420	362
犬・猫の引取り数	3,005	2,442	2,354	2,332	1,898	1,709	1,412	1,240	845	757	688

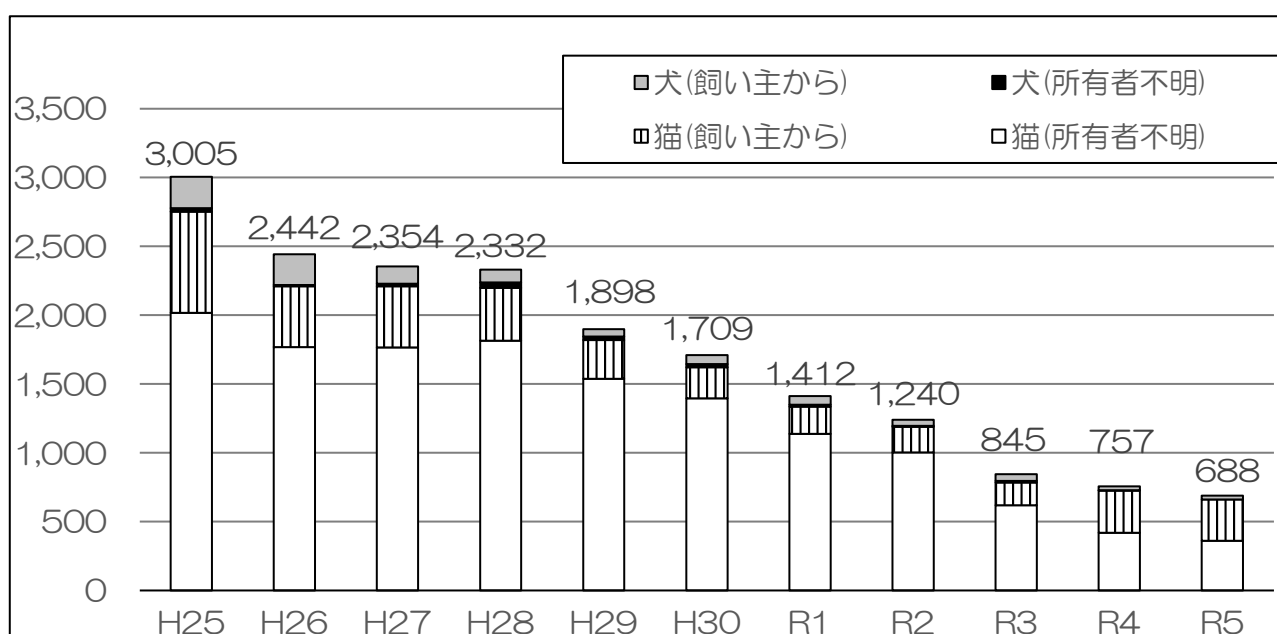


図 7 犬及び猫の引取依頼者

(動物愛護管理法第35条第1項及び同条第3項の規定に基づく引取り頭数 仙台市を除く)

犬及び猫の引取り数は着実に減少していますが、依然として、拾得者など飼い主以外から引き取った所有者不明の猫が多く、引取りした犬及び猫全体の52.6%を占めています。

飼い主等への終生飼養に関する普及啓発に取り組むとともに、飼い主のいない猫に対する繁殖制限措置の推進に取り組みます。

(3) 引き取った犬及び猫の措置状況

① 引き取った犬の措置状況

表8 引き取った犬の措置状況

(狂犬病予防法に基づく抑留、県動物愛護管理条例に基づく収容、動物愛護管理法に基づく引取り及び負傷動物、として引き取った頭数 仙台市を除く)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
抑留・収容・引取り数	858	760	638	582	458	396	381	325	289	243	205
返還	326	305	291	255	258	186	182	205	172	175	140
譲渡(一般)	302	281	258	114	80	95	73	93	70	39	37
譲渡(団体)	0	0	0	96	75	58	71	58	23	30	10
殺処分	313	233	143	108	48	57	28	13	15	12	15
内訳	殺処分(譲渡不適)	0	0	0	94	37	38	16	12	9	6
	殺処分(譲渡不適以外)	231	166	103	6	4	13	2	0	1	0
	収容中死亡	82	67	40	8	7	6	10	1	5	3
返還・譲渡率	73%	77%	86%	80%	90%	86%	86%	110%	92%	100%	91%

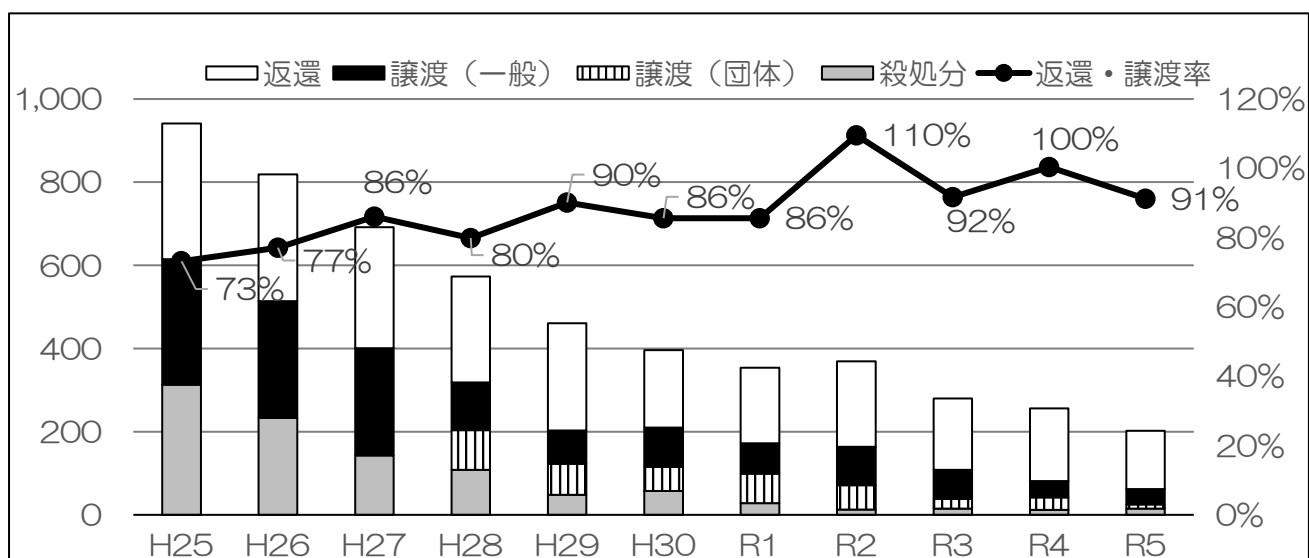


図8 引き取った犬の措置状況

(狂犬病予防法に基づく抑留、動物愛護管理法に基づく収容・引取り及び負傷動物として引き取った頭数 仙台市を除く)

※返還・譲渡率(%)：年度内に返還及び譲渡された犬の頭数／年度内に引き取った犬の頭数×100

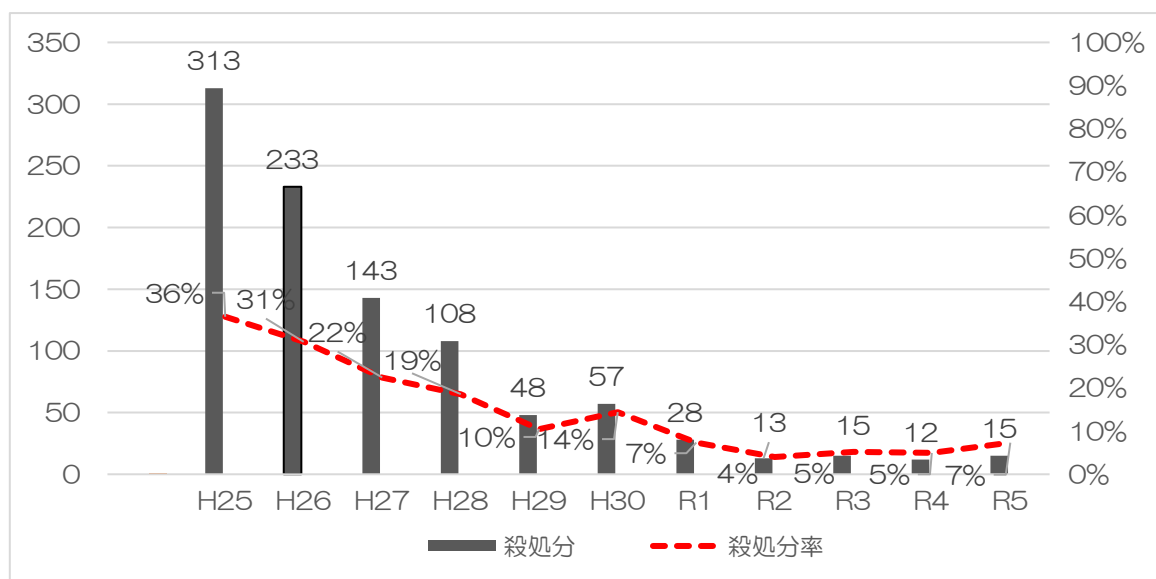


図9 引き取った犬の殺処分等の状況

(狂犬病予防法に基づく抑留、県動物愛護管理条例に基づく収容、動物愛護管理法に基づく引取り及び負傷動物、として引き取った頭数 仙台市を除く)

引き取った犬の返還・譲渡率は、令和2年度及び令和4年度に100%を達成するなど、近年90%以上の高い水準を保っています。

令和5年度の犬の殺処分頭数は15頭で、その全てが譲渡不適による殺処分及び収容中に死亡したものです。

県では引き続き、譲渡適性を考慮した上で新しい飼い主への譲渡を促進するとともに、引取り数削減の取組みを進め、譲渡不適及び収容中死亡を除いた犬の殺処分ゼロを継続していきます。

②引き取った猫の措置状況

表 9 引き取った猫の措置状況

(動物愛護管理法に基づく引取り及び負傷動物として収容した頭数 仙台市を除く)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
引取り数	2,851	2,322	2,315	2,291	1,938	1,740	1,410	1,263	874	821	742
返還	1	5	8	9	11	8	17	12	16	6	3
譲渡（一般）	426	508	638	294	300	351	398	509	495	389	421
譲渡（団体）	0	0	0	431	475	240	184	112	111	150	87
殺処分	2,440	1,834	1,667	1,561	1,114	1,138	877	684	291	239	256
内訳	殺処分(譲渡不適)	0	0	0	100	228	324	226	172	64	79
	殺処分(譲渡不適以外)	2,425	1,811	1,664	647	121	91	9	0	0	12
	収容中死亡	15	23	3	814	765	723	642	512	227	110
返還・譲渡率	15%	22%	28%	32%	41%	34%	42%	50%	71%	66%	69%

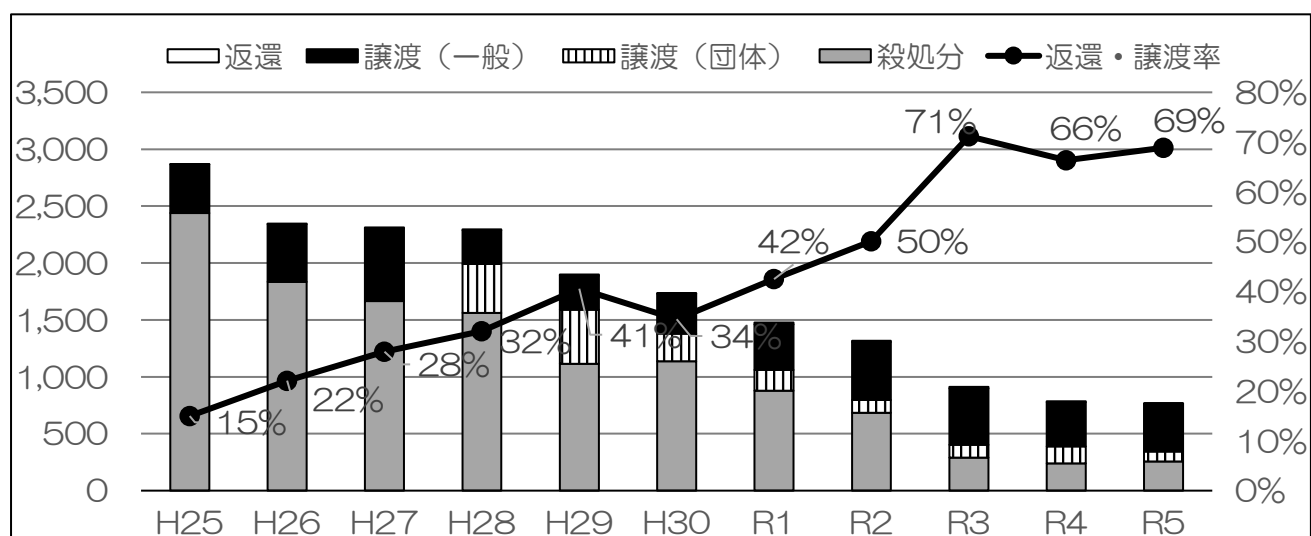


図 10 引き取った猫の措置状況

(動物愛護管理法に基づく引取り及び負傷動物として引き取った頭数 仙台市を除く)

※返還・譲渡率（％）：年度内に返還及び譲渡された猫の頭数／年度内に引き取った猫の頭数×100

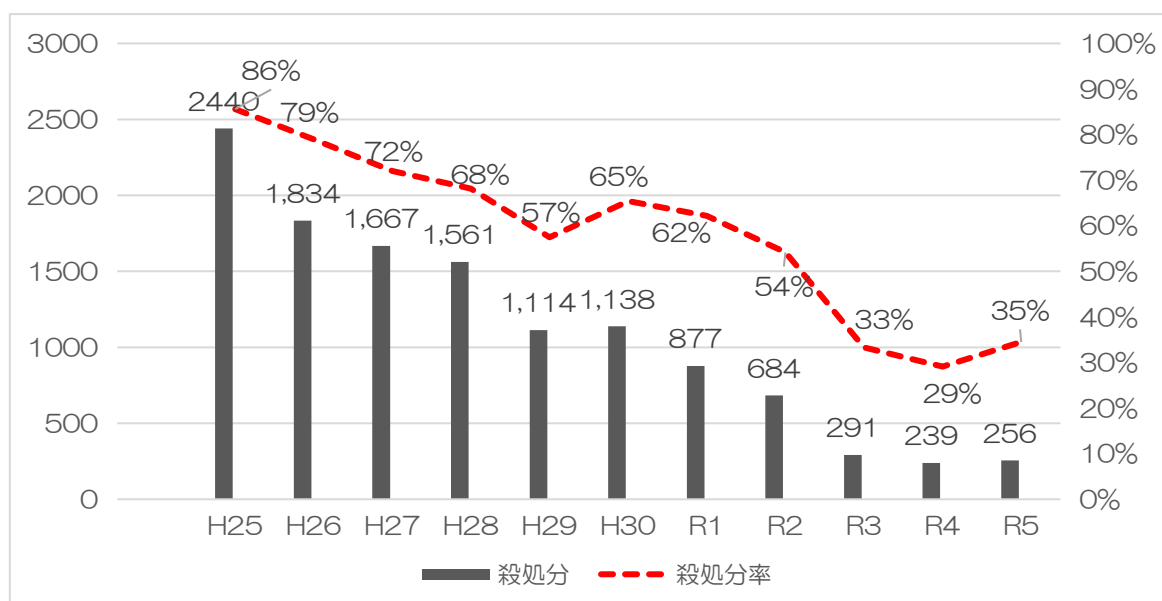


図 1 1 引き取った猫の殺処分等の状況

(動物愛護管理法に基づく引取り及び負傷動物として引き取った頭数 仙台市を除く)

猫の返還・譲渡率は年々増加傾向にあります。これに伴い、殺処分数は減少傾向にあり、殺処分の多くは収容中に死亡した子猫や譲渡適性のない猫です。

令和4年度からは、収容中に死亡する子猫を減らし新しい飼い主への譲渡につなげる取組として、ミルクボランティア事業を開始し、殺処分数の削減に向け取り組んでいます。

県では引き続き、譲渡適性を考慮した上で新しい飼い主への譲渡を促進するとともに、引取り数削減の取組みを進め、譲渡不適及び収容中死亡を除いた猫の殺処分ゼロを目指します。

2 宮城県内の犬の狂犬病予防法関係実績

表 10 宮城県内の犬の登録頭数及び狂犬病予防注射実施状況

年度	区分	登録申請 頭数	年度末 登録頭数	予防注射 実施頭数	抑留頭数	返還頭数	咬傷犬頭数	相談件数
S40	県（仙台市除）	38,282		66,916	1,870	1,197	126	
	仙台市	9,776		16,787	425	98	155	
	計	48,058		83,703	2,295	1,295	281	
S50	県（仙台市除）	62,572		110,956	5,060	222	152	1,291
	仙台市	12,057		20,681	546	76	93	
	計	74,629		131,637	5,606	298	245	1,291
S60	県（仙台市除）	63,184		62,388	4,213	153	138	3,148
	仙台市	14,589		14,571	372	82	81	757
	計	77,773		76,959	4,585	235	219	3,905
H10	県（仙台市除）	10,055	92,071	81,245	1,661	269	118	3,146
	仙台市	3,732	34,048	30,504	336	148	89	1,463
	計	13,787	126,119	111,749	1,997	417	207	4,609
H15	県（仙台市除）	8,224	94,036	80,533	1,115	303	112	3,278
	仙台市	4,118	39,538	33,140	274	138	33	1,189
	計	12,342	133,574	113,673	1,389	441	145	4,467
H20	県（仙台市除）	7,357	91,354	77,496	742	325	112	2,528
	仙台市	4,649	46,250	38,922	255	154	56	1,133
	計	12,006	137,604	116,418	997	479	168	3,661
H25	県（仙台市除）	5,755	82,624	67,885	598	323	61	2,467
	仙台市	4,140	48,631	39,976	194	134	58	657
	計	9,895	131,255	107,861	792	457	119	3,124
H26	県（仙台市除）	5,114	79,970	65,787	526	301	100	2,133
	仙台市	3,806	48,814	39,587	171	123	74	625
	計	8,920	128,784	105,374	697	424	174	2,758
H27	県（仙台市除）	4,849	76,987	63,983	491	287	69	2,148
	仙台市	3,056	48,603	39,141	137	95	55	617
	計	7,905	125,590	103,124	628	382	124	2,765
H28	県（仙台市除）	4,799	74,396	62,237	447	252	79	2,117
	仙台市	2,739	48,158	38,272	114	91	45	614
	計	7,538	122,554	100,509	561	343	124	2,731
H29	県（仙台市除）	4,711	71,974	60,726	374	254	70	1,917
	仙台市	3,560	47,487	37,499	110	83	40	607
	計	8,271	119,461	98,225	484	337	110	2,524
H30	県（仙台市除）	4,848	69,790	58,803	305	183	71	1,862
	仙台市	3,778	46,622	36,697	88	61	62	599
	計	8,626	116,412	95,500	393	244	133	2,461
R1	県（仙台市除）	4,454	66,979	56,845	299	182	99	1,964
	仙台市	3,069	46,090	36,297	59	45	52	529
	計	7,523	113,069	93,142	358	227	151	2,493
R2	県（仙台市除）	4,270	64,828	54,758	267	205	88	1,764
	仙台市	3,437	45,429	34,289	53	42	63	525
	計	7,707	110,257	89,047	320	247	151	2,289
R3	県（仙台市除）	4,581	63,291	52,868	225	168	74	1,499
	仙台市	3,285	43,991	35,171	54	43	59	445
	計	7,866	107,282	88,039	279	211	133	1,944
R4	県（仙台市除）	4,126	62,007	51,586	207	170	100	1,473
	仙台市	3,102	43,100	33,834	40	37	64	360
	計	7,228	105,107	85,420	247	207	164	1,833
R5	県（仙台市除）	3,922	60,676	50,115	177	140	76	1,117
	仙台市	3,085	42,310	32,887	32	20	59	383
	計	7,007	102,986	83,002	209	160	135	1,500
予防注射は、昭和54年度まで年2回実施 犬の登録及び予防注射は、平成12年4月1日から市町村の事務となっているが、参考として掲載 返還頭数については、動物愛護センターでの実績を含む。								

令和5年度の県内の仙台市を含む犬の登録頭数は102,986頭で、狂犬病予防注射実施率は80.6%となっています。

狂犬病予防法において飼い主の義務である飼い犬の登録及び狂犬病予防注射の実施について、その必要性と併せて指導を行い、登録の徹底と狂犬病予防注射実施率の向上を図ります。

3 第一種動物取扱業の業種別登録状況

表 1 1 第一種動物取扱業の業種別登録状況

年度	自治体	業種							登録業者 総数
		販売	保管	貸出	訓練	展示	競りあっ せん業	譲り受け 飼養業	
H18	県（仙台市除）	195	105	5	26	17			256
	仙台市	105	94	0	13	13			161
	計	300	199	5	39	30			417
H24	県（仙台市除）	182	152	4	29	26			296
	仙台市	130	184	7	29	26			274
	計	312	336	11	58	52			570
H25	県（仙台市除）	175	149	7	28		1	1	296
	仙台市	112	187	7	27	27	0	1	261
	計	287	336	14	55	27	1	2	557
H26	県（仙台市除）	175	159	7	28	29	1	1	300
	仙台市	116	190	7	29	24	0	1	267
	計	287	336	14	55	27	1	2	567
H27	県（仙台市除）	179	168	8	29	21	1	1	311
	仙台市	126	197	6	30	29	0	1	285
	計	305	365	14	59	50	1	2	596
H28	県（仙台市除）	178	177	11	30	28	1	1	326
	仙台市	122	196	8	30	35	0	1	294
	計	300	373	19	60	63	1	2	620
H29	県（仙台市除）	180	187	10	30	29	1	1	334
	仙台市	125	203	8	28	35	0	1	294
	計	305	390	18	58	64	1	2	628
H30	県（仙台市除）	179	196	9	29	30	1	1	336
	仙台市	123	212	8	24	44	0	1	309
	計	302	408	17	53	74	1	2	645
R1	県（仙台市除）	173	207	9	30	31	1	1	338
	仙台市	125	220	8	27	44	0	1	317
	計	298	427	17	57	75	1	2	655
R2	県（仙台市除）	169	213	9	31	33	1	1	339
	仙台市	125	227	8	26	46	0	2	322
	計	294	440	17	57	79	1	3	661
R3	県（仙台市除）	168	214	9	29	36	1	1	346
	仙台市	119	231	10	27	33	0	2	306
	計	287	445	19	56	69	1	3	652
R4	県（仙台市除）	169	225	6	31	40	1	1	358
	仙台市	112	234	10	27	32	0	3	306
	計	281	459	16	58	72	1	4	664
R5	県（仙台市除）	152	227	9	28	41	1	1	350
	仙台市	103	236	9	27	41	0	3	308
	計	255	463	18	55	82	1	4	658

第一種動物取扱業の登録件数は近年同レベルで推移しています。

4 令和5年度動物取扱責任者研修実施状況

表12 令和5年度動物取扱責任者研修実施状況

主催	実施日	受付	時間 ※講習時間のみ	場 所	担当公所	外部講師 依頼先
仙南	10月24日(火) 10月25日(水)	13:00~13:30	13:30~15:45	大河原合同庁別館2 階 第二会議室	仙南 岩沼	なし
塩釜	10月11日(水)	13:00~13:30	13:30~15:30	オンワード樫山仙台 ビル10階	塩釜 黒川	なし
大崎	10月27日(金)	13:00~13:30	13:30~15:30	大崎合同庁舎 1階大会議室	大崎 栗原	なし
石巻	11月16日(木)	13:00~13:30	13:30~15:45	石巻合同庁舎 1階大会議室	石巻 登米	なし
気仙沼	10月17日(火)	13:00~13:30	13:30~15:45	気仙沼保健福祉事務 所 2階大会議室	気仙沼 石巻 登米	なし
仙台	11月2日(木) 11月8日(水) 11月14日(火)	13:00~13:30	13:30~16:00	オンワード樫山仙台 ビル10階	仙台市	なし

令和5年度の動物取扱責任者研修は、宮城県内6会場で全9回実施しました。

5 愛護事業実施状況

(1) 宮城県動物愛護センターにおける愛護事業実施状況

表13 ふれあい教室実施状況及びふれあい広場利用状況

年度	ふれあい教室実施状況		ふれあい広場利用状況	
	件数 (うち、移動ふれあ い教室件数)	参加者数	開場日数	利用者数
H25	46(5)	2,324人	245日	9,620人
H26	46(4)	2,166人	245日	8,808人
H27	36(5)	1,946人	245日	8,836人
H28	34(2)	1,636人	242日	8,094人
H29	30(3)	1,307人	215日	6,183人
H30	26(2)	1,260人	194日	3,646人
R1	27(3)	1,165人	176日	3,243人
R2	0(0)	0人	171日	489人
R3	0(0)	0人	171日	681人
R4	3(0)	65人	192日	1,139人
R5	8(0)	190人	190日	1,528人

表 1 4 不妊去勢手術及び譲渡会等の実施状況

事業名	実施日	参加者数（人）	内容等
不妊去勢手術	随時		犬：12頭（オス8頭、メス4頭） 猫：175頭（オス85頭、メス90頭） ※保健所獣医師による手術実施分を含む。
ふれあい教室	8回／年	190	犬、猫、モルモット、ウサギとのふれあい体験、講話等
夏休み一日飼育体験	令和5年8月9日	9	小学5、6年生を対象とした動物の飼育管理体験、講話等
動物愛護週間 一日開場	令和5年9月23日	217	ふれあい広場の会報、動物とのふれあい体験、動物クイズコーナー、引馬体験
犬猫お世話会	令和5年12月26日	4	犬猫の飼育管理体験、ふれあい動物ふれあい体験、講話等 （熊出没により中止となった夏休み一日飼育体験の振替）
猫の譲渡会	7回／年	383	休日譲渡会（6回）：猫64頭譲渡（成猫25頭、子猫39頭） 平日譲渡会（1回）：猫2頭譲渡（子猫2頭）
犬に愛に行こうの会	1回／年	41	譲渡犬の見学会を実施（成犬2頭展示）

令和5年度の愛護事業は、新型コロナウイルス感染症の感染症法5類移行を踏まえ、感染症対策に配慮した上でふれあい教室や夏休み一日飼育体験および一日開場を開催しました。また、動物愛護センターでは、譲渡候補の犬及び猫を対象に187頭の不妊去勢手術を実施したほか、休日に猫の譲渡会を開催し合計383頭の猫を譲渡するなど、積極的な譲渡推進に取り組みしました。

（2）保健所・支所における愛護事業実施状況

表 1 5 保健所・支所における愛護事業実施状況

公所	開催 年月日	参加者数 （人）	場 所	行 事 名	主催・共催等	概 要
仙南	R5.10.14	300	蔵王町ふるさと文化会館特設会場（ございんホール）	第18回蔵王町産業まつり	蔵王町	来場者に対して、不妊去勢手術の実施などの適正飼養や収容動物の譲渡事業及びミルクボランティア募集の啓発を行った。
	R5.10.30	6	大河原合同庁舎	白石高等学校フィールドワーク	白石高等学校 仙南保健所	高等学校のフィールドワークの一環として、動物の保護の仕方等について知りたいと依頼を受け、保健所での業務内容等説明しながら、講義を行った。
	R6.1.16	7	大河原合同庁舎	白石高等学校探究活動	白石高等学校 仙南保健所	生徒からの保護猫・保護犬等に関する質問に対して回答し、動物の適正飼養等に関する講義を行った。
岩沼	R5.11.3	421	名取市民体育館	動物愛護啓発事業（名取秋まつり）	名取市・名取市商工会・名取岩沼農業協同組合・宮城県漁業協同組合仙南支所・名取市観光物産協会	動物愛護推進員に協力を頂き、犬・猫に関するクイズ、ポスター・パネルの展示を行った。
塩釜	R5.7.7	290	イオンタウン塩釜（塩竈市）	食中毒・薬乱防止キャンペーン	主催	動物愛護啓発資料配布
	R5.10.9	190	利府町文化交流センター（リフス）（利府町）	りふ環境まるごとフェア2023	後援	①犬猫クイズ～適正飼養の推進～ ②会場への啓発パネル掲示
黒川	R5.11.5	37	大和町体育センター、町民研修センター	飼い犬のしつけ方教室	主催：塩釜保健所 黒川支所、宮城県獣医師会黒川班、 富谷市、大和町 共催：大郷町、大衡村	訓練士による飼い犬のしつけ方及び犬との暮らし方のアドバイスについての講演を行った。動物の適正飼養やペットの災害対策についての資料の配布を行った。

公所	開催 年月日	参加者数 (人)	場 所	行 事 名	主催・共催等	概 要
大崎	R5.4.23	約1,500	吉野作造記念館	いぬねこ十一番地	主催：いぬいぬねこ十一番地実行委員会 後援：宮城県大崎保健所、大崎市	イベント内で、適正飼育を叫ぶ大声コンテスト、譲渡会を開催 適正飼養についての啓発ポスター掲示を行った。
	R5.9.30	33	美里町駅東地域交流センター	OSAKI動物セミナー	主催：大崎狂犬病獣医師会 共催：大崎地域狂犬病予防事務連絡協議会	猫の適正飼育についての啓発チラシを配架した。
	R5.10.29	約1,300	吉野作造記念館	いぬねこ十一番地	主催：いぬいぬねこ十一番地実行委員会 後援：宮城県大崎保健所、大崎市	イベント内で、適正飼育を叫ぶ大声コンテスト、譲渡会を開催 適正飼養についての啓発ポスター掲示を行った。
	R6.1.7	33	大崎保健所	譲渡会	主催：宮城県大崎保健所	譲渡会の開催
栗原	R5.8.26	55	イオンスーパーセンター栗原志波姫店（栗原市）	2023栗原市民まつりにおけるペット相談会	主催 大崎保健所栗原支所 公益社団法人宮城県獣医師会栗原支部	県獣医師会栗原支部会員獣医師によるペットに関する相談対応を行った。
	R5.10.15	13	築館体育センター（栗原市）	令和5年度犬のしつけ方教室	主催 大崎保健所栗原支所 公益社団法人宮城県獣医師会栗原支部 共催 栗原市	警察犬訓練所の訓練士を講師に招き、適正飼養に関する講演と、犬同伴参加者への犬のトレーニング方法の実演を行った。
登米	R5.11.18	14	吉田公民館（登米市米山町）	令和5年度愛犬と飼い主のマナーアップ講座	【主催】登米市 【共催】（公社）宮城県獣医師会仙北支部、石巻保健所登米支所	講師（訓練士）によるデモンストレーションの他、個別対応の訓練を行った。
	R5.11.19	9	北方公民館（登米市迫町）	令和5年度愛犬と飼い主のマナーアップ講座	【主催】登米市 【共催】（公社）宮城県獣医師会仙北支部、石巻保健所登米支所	講師（訓練士）によるデモンストレーションの他、個別対応の訓練を行った。
石巻	R5.7.26	約300	石巻市	動物愛護啓発キャンペーン	石巻保健所	イオンモールの利用者に対して啓発資材（動物愛護の啓発チラシ入りカラーポケットティッシュ）を281個配布した。
	R5.10.29	約1,000	女川町	おながわ秋の収穫祭2023	石巻保健所	おながわ秋の収穫祭2023会場内にブースを設け、来場者に対し啓発資材（動物愛護の啓発チラシ入りカラーポケットティッシュ）を600個配布した。
	R5.12.10	100	石巻市	動物愛護セミナー	石巻保健所 宮城県獣医師会石巻支部	動物愛護セミナーを宮城県獣医師会石巻支部と共催し、参加者100名にペットの適正飼養について啓発を行った。
気仙沼	R5.11.3	50	南三陸町総合体育館（特設会場）	南三陸産業フェア 薬物乱用防止啓発事業・動物愛護啓発事業	南三陸産業フェア実行委員会	動物愛護啓発資材の配布及び譲渡動物の紹介を行った。
	R5.11.12	17	気仙沼市長磯船原20 気仙沼市階上公民館（体育館）	令和5年度気仙沼地区家庭犬しつけ方教室	（公社）宮城県獣医師会仙北支部 気仙沼市生活環境課 南三陸町環境対策課	ドッグトレーナーを招き、家庭犬のしつけ方について、実技をしながら学んだ。

保健所・支所が実施する愛護事業については、各地域のニーズや特徴に合わせ、関係団体等と協力しながらしつけ方教室やイベント等で動物愛護に係る普及啓発を実施しました。

6 動物愛護推進員活動状況

(1) 委嘱状況

48名（令和6年7月末時点）

(2) 主な活動（令和5年活動実績より）

- ・ 県の動物愛護事業・行事等への協力
- ・ 県獣医師会飼い主のいない猫の不妊去勢手術事業への協力
- ・ 地域猫活動（捕獲器の貸出し、動物病院搬送、新しい飼い主の募集）
- ・ 災害時・危機管理対策の啓発
- ・ パピーウォーカー、ステイウォーカー
- ・ 子猫のミルクボランティア
- ・ 新しい飼い主探し
- ・ 飼い主のいない猫に関する相談
- ・ ペットに関する相談
- ・ 動物愛護の普及啓発等
- ・ 飼い方・マナー等のセミナー・イベント
- ・ 羊の毛刈り体験
- ・ しつけ方教室、飼い方指導
- ・ 公所に収容されている犬のトリミング
- ・ 狂犬病予防集合注射の協力
- ・ 感染症・病気予防知識の啓発
- ・ 個人ボランティアへの協力
- ・ ワクチン・迷子札の推進

7 飼い主のいない猫の不妊去勢事業実績

(1) 公益社団法人宮城県獣医師会による飼い主のいない猫の不妊去勢事業

表 16 公益社団法人宮城県獣医師会による飼い主のいない猫の不妊去勢事業 実施状況

実施年度	助成金額	予定頭数	実施期間	実施頭数
H26	オス：3,000円（一律） メス：6,000円（一律）	400頭	9月～翌年2月	174頭
H27			6月～翌年2月	365頭
H28				359頭
H29	手術費用の1／2の額 オス：3,000円（上限） メス：6,000円（上限）	600頭		543頭
H30			641頭	
R1	オス：6,000円（一律） メス：12,000円（一律）	800頭	4月～翌年3月 （12月で新規受付終了）	834頭
R2				795頭
R3			4月～翌年3月 （翌年2月末で新規受付終了）	1,012頭 オス：353頭 メス：659頭
R4		1,000頭	4月～翌年3月 （翌年2月11日で新規受付・手術終了）	1,000頭 オス：354頭 メス：646頭
R5		1,000頭	4月～翌年3月 （翌年2月11日で新規受付・手術終了）	1,142頭 オス：402頭 メス：740頭
R6		1,000頭	4月～翌年3月（予算の上限に達し次第、受付・手術終了予定）	480頭 オス：168頭 メス：312頭 （7月末現在）

令和5年度の宮城県獣医師会飼い主のいない猫の不妊去勢事業実施状況は去勢手術が402件、不妊手術が740件で合計1,142件となり、助成額が予算額に達したため、令和5年2月11日で申請受付及び手術を終了しました。県は引き続き県獣医師会と連携し、飼い主のいない猫の不妊去勢への取り組みを推進してまいります。

(2) 公益社団法人仙台市獣医師会による飼い主のいない猫避妊去勢事業

表 17 令和4年度月別実施頭数（仙台市獣医師会資料提供）

	令和5年度月別頭数												計	助成額/頭	助成額
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
♂	51	34	15	21	24	37	65	47	41	25	9	9	378	4,500	1,701,000
♀	40	31	28	42	34	57	64	46	52	33	9	11	447	9,000	4,023,000
計	91	65	43	63	58	94	129	93	93	58	18	20	825		5,724,000

8 令和7年度宮城県実施予定の施策

- 普及啓発
 - ・ 動物愛護週間行事の開催・支援
 - ・ 普及啓発用ポスター・チラシ等の作成・配布
 - ・ Twitter 等 SNS を利用した広報活動の強化
- 不妊去勢措置の推進
 - ・ 犬及び猫引取時等における不妊去勢措置の指導
 - ・ 飼い主のいない猫の不妊去勢手術助成事業の推進
 - ・ 動物愛護センターでの譲渡動物の不妊去勢手術の実施
 - ・ 県が関与する多頭飼育事案の犬・猫の不妊去勢手術の実施（IV 情報提供参照）
- 譲渡の推進
 - ・ 譲渡対象動物へのマイクロチップの装着と新しい飼い主へのマイクロチップ情報登録の推進
 - ・ 動物愛護団体と協働した譲渡の推進
 - ・ 譲渡対象動物への混合ワクチン接種、駆虫薬投与等感染症予防対策の強化
 - ・ 獣疫衛生業務支援システムによる、公所間での収容動物情報の共有化
- 飼い主への適正飼養に関する知識の普及
 - ・ しつけ方教室の開催・支援
 - ・ 譲渡時における適正な飼育方法等の助言
- 狂犬病予防法に基づく犬の登録と狂犬病予防注射実施の啓発
- 動物愛護推進員の委嘱及び連携・協働
- 社会福祉部局との連携による多頭飼育者の把握・対応（IV 情報提供参照）
- 動物取扱業者への指導
- 動物取扱責任者研修を通じた動物取扱業者の育成
- 宮城県獣医師会が実施する事業への協力
- 宮城県動物愛護推進計画進捗状況の把握
- ミルクボランティア事業の実施
- 県が収容する負傷動物の治療（IV 情報提供参照）

IV 情報提供事項について

1 県からの情報提供

(1) 各種動物愛護事業における協力動物病院との連携について

県では、「宮城県動物愛護管理推進計画」に基づき、犬猫の殺処分ゼロを目指すための主要施策として令和4年度からミルクボランティア事業を開始し、子猫等の診療について県獣医師会と連携した取組を進めています。令和6年度からは、協力動物病院における診療対象動物を拡充し、負傷動物の治療や多頭飼育事案における不妊去勢手術も対象とすることとし、更なる動物愛護施策の推進を図っています。

【協力動物病院への依頼事項】

対象動物（犬・猫）の診療等※

①ミルクボランティア事業の子猫の診療

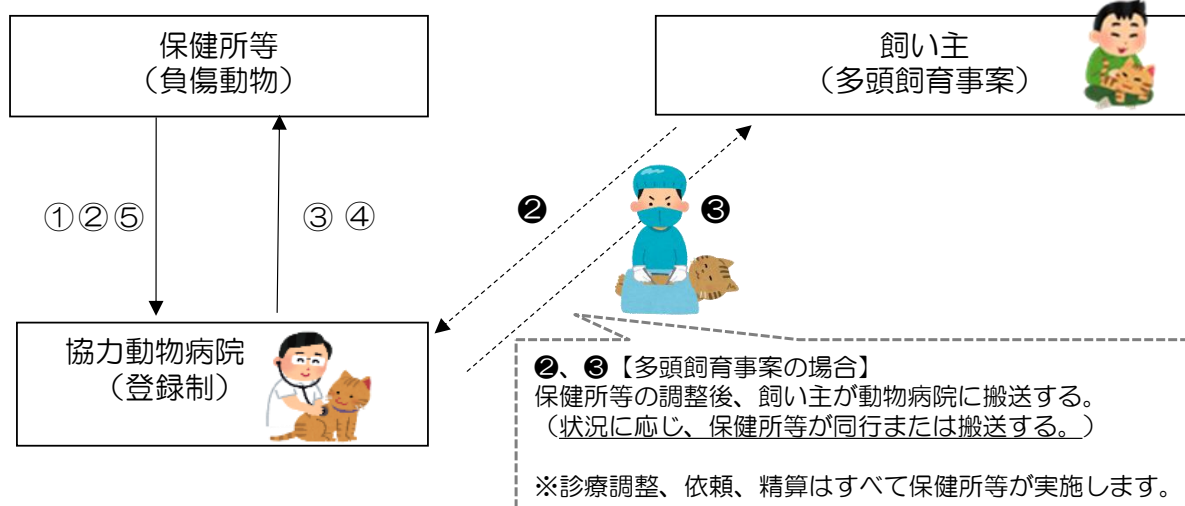
②県が関与する多頭飼育事案の犬・猫の不妊去勢手術

飼い主による適正飼養が可能と認められる犬・猫の不妊去勢手術（1事案1～2頭程度）

③県が収容する負傷動物の治療

保健所等での対応が困難な犬・猫の治療（動物病院での診療等が必要と認められるもの）

※検査、診察・治療、不妊去勢手術、保健所獣医師からの相談対応等



- ①診療調整・依頼
- ②・②受診
- ③診療（負傷） ③不妊去勢手術（多頭飼育）
- ④診療費の請求
- ⑤診療費の精算

（２）多頭飼育問題への取組について

「多頭飼育問題」は、飼い主の生活困窮や社会的な孤立も背景にあり、社会福祉的な支援が必要な場合が多く、また再発リスクも非常に高いことが環境省の調査でも明らかとなっています。これらの問題は、「人の問題」と「動物の問題」の両面から関係者が連携して対応する必要があることから、県内の社会福祉・動物愛護分野の関係者で現状や課題を共有し、連携・協働の在り方を学ぶことを目的として令和６年２月に研修会を開催しました。

○「社会福祉と動物愛護管理に関する研修会」

日時 令和６年２月１６日（金）午後２時から午後４時まで

場所 宮城県庁行政庁舎１階みやぎ広報室

【参集範囲】

県動物愛護管理部局（動物愛護担当）、社会福祉部局（県・市生活保護担当）、市町村環境衛生部局（獣疫衛生担当）、動物愛護推進員等

【内容】

○講演

「人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドライン」のポイント

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室 室長補佐 後藤 瑞枝

○研修

（１）県内の多頭飼育事案における関係部局との連携対応状況等について

宮城県環境生活部食と暮らしの安全推進課 技術主査 土井 敬一

（２）事例紹介

①宮城県内の事例

宮城県北部保健福祉事務所（大崎保健所） 技術主査 松田 聡子

②仙台市内の事例

仙台市健康福祉局保健衛生部動物管理センター 総括主任 今井 由美子

2 構成員からの情報提供

東北ペット専門店組合組合長代理、宮城県動物愛護推進員 小野構成員から

愛護団体、個人ボランティアからの譲渡に関して金銭の請求が発生しております。その個体にかかった実費は仕方ないとして高額のこととも聞きます。利益が発生するのであれば第一種になるのではないかと思います。県の判断はどうなのでしょう？第一種動物取扱業の方の中には利益が発生していない人もいます。終生飼養を実施されてるブリーダーも少なくありません。一種と二種に関しての説明をお願いできればと思います。

【回答】

第一種及び第二種動物取扱業について

○業として、動物の販売、保管、貸出し、訓練、展示、競りあわせ、譲受飼養を営む場合

⇒第一種動物取扱業の登録

○飼養施設を設置して、営利を目的とせず、一定数以上の動物の取扱い（非営利で、動物の譲渡し、保管、貸出、訓練、展示）を行う場合

⇒第二種動物取扱業の届出

○「業として」とは、社会性をもって、一定以上の頻度又は取扱量で、事業者の営利を目的として動物の取扱いを行う、社会通念上業として認められる行為のことをいう。

① 社会性

特定かつ少数の者を対象としたものでないこと等、社会性をもって行っていると認められるものであること。

② 頻度・取扱量

動物の取扱いを継続反復して行っているものであること、又は一時的なものであっても多数の動物を取り扱っているものであること。

※ 少なくとも、年当たり2回又は2匹のいずれかを越える取扱いがある場合は、当該要件に該当

③ 営利性（事業性）

有償・無償の別を問わず、事業者の営利を目的として行っているものであること。

※ 本来業務の営利性の向上を目的として、客寄せ等のために動物を展示するような場合も、当該要件に該当

表1 第一種動物取扱業

業種	業の内容	該当する業者の例
販売	動物の小売及び卸売並びにそれらを目的とした繁殖または輸出入を行う業（その取次ぎまたは代理を含む）	◇小売業者 ◇卸売業者 ◇販売目的の繁殖または輸入を行う者
保管	保管を目的に顧客の動物を預かる業	◇ペットホテル業者 ◇美容業者（動物を預かる場合） ◇ペットのシッター
貸出し	愛玩、撮影、繁殖その他の目的で動物を貸し出す業	◇ペットレンタル業者 ◇映画等のタレント・撮影モデル・繁殖用等の動物派遣業者
訓練	顧客の動物を預かり訓練を行う業	◇動物の訓練・調教業者 ◇出張訓練業者
展示	動物を見せる業（動物とのふれあいの提供を含む）	◇動物園 ◇水族館 ◇移動動物園 ◇動物サーカス ◇動物ふれあいパーク ◇乗馬施設 ◇アニマルセラピー業者（「ふれあい」を目的とする場合）
競りあわせ業	動物の売買をしようとする者のあそびを会場を設けて競りする方法により行う業	◇動物オークション（会場を設けて行う場合）
譲受飼養業	有償で動物を譲り受けて飼養を行う業	◇若犬老猫ホーム

表2 第二種動物取扱業

業種	業の内容	該当する業者の例
譲渡し	保護した又は引取った動物を第三者に譲る業	譲渡のためのシェルターを有する動物愛護団体
保管	動物を預かり一定期間飼養した後、飼主に返還する業	一時保護のためのシェルターを有する動物愛護団体
貸出し	動物を貸し出す業	盲導犬を無償貸与する団体
訓練	動物を預かり訓練を行う業	ボランティアの預かり訓練
展示	動物の展示やふれあいを行う業	無料の動物園、ボランティアのふれあい体験やアニマルセラピーを行う団体